

## 物語り文と品定め文

石 神 照 雄

キーワード… 述体 主語 述語 物語り文 品定め文

- 一 はじめに
- 二 述体と主語、述語
- 三 方言言文と物語り文
- 四 八用言文と品定め文
- 五 おわりに

### 一 はじめに

体言を述語とする文には、

太郎は大学生だ。

鯨は哺乳動物である。

というように、事実や知識として、我々が一般的に知り得ることを述べたものがある。主語と述語の間に論理的関係がある。個別―特殊―普遍、或いは、個―種―類、と称する一連の論理関係で、隣接する二項に該当するものである。

また、形式は先のもと同じく二体言によるものであるが、

ボクはウナギだ。

太郎は納豆だ。

というものがある。ここでは、主語と述語の間に、一般的な論理関

係を捉えることが出来ない。一定の文脈の中で意味を担う特殊な構成の把握による（「端折り」三上―一九五三）と考えられる。その典拠から「ウナギ文」（奥津一九七八）と称されるものである。

ところで、文が文脈の中で意味を担う、という点に関して言えば、冒頭の例文を基に次のことが判明する。主語―述語を担う体言の位置を交換すると、

大学生は太郎だ。 . . . . (ソウイウ) 大学生は太郎だ。  
哺乳動物は鯨である。 . . . . (ソウイウ) 哺乳動物は鯨である。

という文を得る。ここで有意味であることを保つには、何らかの文脈的連関が必要となる。

冒頭に掲げたものは、取り上げた対象に対して何であるかを規定し解説する措定である。それに対して、体言の位置を交換したものは、提示された解説に対し何が対象であるかを指定するものである。右に掲げた三つの体言文の在り方は、何れも助詞ハを介して、二

つの体言が主語と述語の構文形式を執るものである。

三上章（三上―一九五三）は、佐久間鼎（佐久間―一九四一）の「いたて文」（述体の平叙文）の分類を踏襲し、内容本位の佐久間に對し、自らのものは形式本位であるとする。下位分類を「動詞文」（物語り文）對「名詞文」（品定め文）とする（注1）。

そして、名詞文の中に、「形容詞文」（性状規定）に對して、これ

ら体言文を「準詞文」（判断措定）と称して据える。準詞、即ち体言と形式用言（助動詞）による述語を持つ文が担う意味の在り方の違いを根拠に、三者を

「措定―無格―第一準詞文」

私ハ幹事デス

「指定―有格―第二準詞文」

幹事は私デス

「端折リ―第三準詞文」

僕ハ紅茶ダ（注文の場合）

と区分する。

ここでは、三上の研究に続く、山口光（山口一九七五）、奥津敬一郎（奥津一九七八）の成果を踏まえ、次のように分類する。

（解説文）

太郎は大学生である。／だ。／です。

（指定文）

大学生は太郎である。／だ。／です。

（ウナギ文）

太郎は納豆である。／だ。／です。

ところで、一般に体言文と言えば、二体言の間に、助詞ハが介入したものを指す。だが、助詞ガによる体言文もある。両者は現象的には助詞の交換である。右から助詞ガ体言文を眺めることが出来る。ハ係助詞、ガ格助詞、という助詞の類別規定から、助詞ハの文は潤色（提示、取り立て）、助詞ガの文はその基底（格関係）、というように、助詞が担う文の質に関して、区別と連関が導かれる（注2）。助詞ハが題目提示のとき、基底文（現象文）に助詞ガが登場していれば、それは格関係として主格。これが用言文での助詞ハガ

が担う関係である（注3）。

しかしながら、体言文の両者間では異なる。両者で文意が大きく動き、内部構造が転換し、所属の変更を招く（注4）。

体言文の場合、助詞ガを以て、用言文の場合と同様の扱いをするには疑義がある。助詞ハ体言文に対する基底文（現象文）という関係は、抑も成り立つものであるうか。体言文の助詞ガは格関係なのであろうか。用言文と体言文の異なりに関して、述体の本質的探求を含め更に追究すべき課題があると考え（石神二〇〇五）。

本稿は、これまで筆者が行った体言文の分析（石神二〇〇八、二〇〇九）と、これに関連して行つて来た述体構造の探求を更に発展させるため、用言による述体の下位分類として、物語り文と品定め文の特徴を探ろうとするものである。

## 二 述体と主語、述語

山田文法（山田一九三六）が説く述体の論理は、文に於ける内容の統一と形式の完結が、主語―述語の相関であることへと導く。文の基盤を成す判断の構造を根拠にして、語の類別論（品詞）と、語の運用論（位格）とが連関的に展開されたものである。

次のようにその概要を把握することが出来る。

判断の対象面、即ち事態は実体と属性の相関を以て象られる。これが構文上に語として実現するとき、位格関係は主格―賓格である。判断の作用面、即ち事態を承認する精神の統一作用（統覚作用）は、相関する主格―賓格に関与する述格である。

・花 咲く。

主語 述語

という述体文があるとき、この文が担う事態（花咲くコト）とその承認という判断を図式的に展開すれば、

・「花咲くコト」――統覚作用

・「実体――属性」――繫辞

・「主格――賓格」――述格

・「花――咲く」――咲く

というように、位格関係に対応する語に至る。実質用言「咲く」は、図式的には賓格と述格に重複して在る。一つの用言が、賓格では用言の実質性に於いて事態の属性を分担し、述格では用言の形式性に於いて統覚作用として働く。即ち陳述をなすのである（注5）。

さて、山田文法が説く、判断から文に至る展開関係は、次のことを意味する。

実質用言「咲く」は語序を執って当該の構文にある。このことは、「咲く」が単に属性を表すものとしてではなく、述格の関与を受けた賓格としてある、ということである。この文で「咲く」が述語であるとは、当該事態に関する一連の展開が関係として「咲く」の中に含意され、それに因って実現した文の部分としてある、ということである。述語とは、全体である文を成り立たせるため、部分が分担する形式のことである。

そうであれば、主語の場合も同様の把握に至る。構文上の「花」は、単に実体を表したというのではない。述格の関与を受けた主格としてある。当該事態に対する一連の展開が関係として己の中に含意されている。この点に於いて、主語は述語と同じである。

即ち、述体文の主語、述語とは、体言、用言という語の種類が、語序を執って構文上に相関してある、ということである。そのことが、述体文に、文としての内容の統一と、文としての形式の完結を

もたらす。

主語、述語とは以上のような構文概念である。

ここでの議論は、山田文法が持つ述体の論理を、位格関係という文の内部構造に関するものから、文の形式に関するものへと積極的に展開したものである。

ところで、山田文法には「述格」を議論する中で、実質用言による位格の二重性に関し「述語」を文形式として規定する、という問題意識を窺わせる所がある。

用言が述格として用ゐらるゝ場合に実質用言が用ゐらるゝ、ときと形式用言が用ゐらるゝ、ときとによりて多少その趣を異にする点あり。即ち実質用言にてはその属性觀念が述格と共に具有せらるゝ、が故に賓格なるものは實際上述格と共に一語の中に存して、外形上その二者を区別する方法なし。この故にかかる場合にはその重き性質に基づいてその語をば述格に立てりといふことと、し、賓格はその内部に没入して外形上差別を立て、認めざるものとす（山田一九三六、六八三頁）。

しかしながら、こういつた記述があるものの、位格関係を超えて、文の形式に関する積極的な立論は見当たらない。「第三十二章、述格」の冒頭では、

用言が陳述をなすに用ゐらるゝ、ときその位格を述格といふ。述格に立てる語を述語といふ。述語は説明語ともいふことありと述べる（同、六七七頁）。これは、個別位格としての述格を担当する語の名称を示すに過ぎない。

また「主格」に関する議論でも、文形式として「主語」を論じることはない。「第三十三章、主格」（同、六八八頁以下）では、事態分析の際の賓格との相関に限定される。一旦成立した文が、次に続

く体言に連体関係的に連なる場合がある。山田文法では、接続関係の点から「連体句」と称するのであるが、実質を成すのは準体としての問題である。文が一旦成立し、その上で、体言に準じたもの、即ち「準体句」へと質を転換する。その在り方とは如何なるものであるか、此処に於ける位格関係を如何に捉えるか、という問題である。単文の構造の議論、複文としての議論という区別と段階的連関が要請されるものでありながら、「準体句」内の位格関係の議論は中断されたままである（注6）。

要するに、山田の位格論、即ち語の運用論では、単文の位格関係と、個別位格の品詞分担との関係が中心の課題である。単文を超えた全体としての文構造の追究に必要な位格論の深化という点では、萌芽的な記述に留まる。そうではあるが、山田文法が説く述体の論理は文の原理論としては有効なものであり、文の論理と語の類別を追究するための根拠を成している。山田文法の文の原理を敷衍するならば次のことに至る。

主語、述語は、体言と用言が語序を執ることで実現する文の形式であり、共に忽せにすることは出来ない。

### 三 ガ用言文と物語り文

述体文は、体言を主語とし、用言を述語とする文である。体言が実体を表し、用言が属性を表すことで、一体として事態を象る。また、両者が構文上に語序をとること、即ち主語・述語の関係にあることを以て、話者によって承認された事態が表現されたと見なされる。次の二つは、共に用言を述語とする述体文である。外形からすれば、動詞を述語とする動詞文、形容詞を述語とする形容詞文であ

る。

ポチが騒ぐ。

ポチが騒がしい。

しかしながら、これらは共に、佐久間の内容本位の分類では「物語り文」、三上の形式本位では「動詞文」というように同一の枠に在るとすべきものである（佐久間一九四一、三上一九五三）。

その理由は以下のように考えられる。

形容詞を述語とする形容詞文は、内容から性状規定とするのであるが、それはハ形容詞文を指すものである。ここでのガ形容詞文は事物の性質を一般的に述べるといふ内容ではない。事態の属性を瞬間或いは固定的に取り上げたものである。

動詞と形容詞は、共に属性表現であるが、属性を抽出する際の、「時」の繰込み方の違いが、品詞の異なりを生んでいる。先の例文を基にすれば、時の経過の中で取り上げたのが「騒ぐ」のような動詞である。それに対し、瞬間、或いは経過する時のものでもマクロ的には不変化乃至は固定として、取り上げたのが「騒がしい」のような形容詞である（注7）。

ガ用言文という述体の組立てに於いて、形容詞の述語では瞬間という部分の表現を行い、動詞の述語では時の経過という全体の表現を行う。時の観点からすれば、両者は異なりを持つものの、事態分析によって事態を象り表現するという点で共通する。

右のことは比喩的に言えば、次のようになる。

金太郎館に於いて、棒状の連なりを絵柄を順々に累積として捉えるのがガ動詞文、断面の絵柄一つを捉えるのがガ形容詞文に相当する。

ところで、絵柄の累積とは、時間的には変化ということであるが、

全体を一つのものとして捉えた絵柄は変化を超えた固定である。これも瞬間と同じく形容詞となるが、このときの文の姿はハ形容詞文である。個別ということを超えた対象全体に亘つての性状規定、という内容である。同じく形容詞述語という外形をしていても、ガ形容詞文は断片的或いは個別的な属性表現を担い、ハ形容詞文は全体的或いは一般的な属性表現を担う。

(ある時、) ポチが騒がしい。

(何時も、) ポチは騒がしい。

右は次のことを意味する。

ガ動詞文も、ガ形容詞文も、時の経過と共に展開する現象を取り上げたということでは同じである。流動の線のか、固定の点のかという、時間性への対応に違いはあるものの、共に現象を対象とし描写したものである。担う意味の特徴から、現象描写文、現象文という名称が与えられる(三尾一九四八)。

ところで、ガ動詞文が物語り文である、という把握をすることで開かれる観点がある。事の起こる舞台が物語りの装置として要請される、というものである。佐久間が言う「時所的限定」である(佐久間一九四一)。

右のことは、「昔々、或ところに、．．．た。」という物語り冒頭の文に象徴的に現れる。物語る話者と、物語られる事態との位置付けの関係規定である。ガ動詞文は、一般的にこの関係規定を形式化して持つ、という特徴がある。それは、文の成分や、文末の時の形式としてであるが、文脈が担っている場合もある。

(いまの時、) ここの所、) ポチが騒ぐ。

(斯々の時、) 然々の所、) ポチが騒いだ。

なお、ガ形容詞文は、それ自体としては話者との関係で「即今」

「当処」という現場性を組み込んでいると考えられる。これを「ある」存在文へ転換するとき、物語り文的特徴が現れる。また、これに関連して文の姿ということであれば、現場性を持ったガ動詞文の文末形式は「〜ている」である。ガ動詞―終止形が担う時所的限定は、単に現場性に於いてではなく、ガ動詞―タが担う時所的限定以外の、何れかの時所、即ち現在と未来の時と所へ開かれている。このように考えられる。

(斯々の時、) 然々の所、) ポチが騒がしくあつた。

(いまの時、) ここの所、) ポチが騒がしい。

(斯々の時、) 然々の所、) ポチが騒いだ。

(いまの時、) ここの所、) ポチが騒いでいる。

(何かの時、) 何かの所、) ポチが騒ぐ。

#### 四 ハ用言文と品定め文

さて、右に検討した「物語り文」に於ける述語と品詞に関わる問題は「品定め文」の場合にも考えるべきことがある。

ポチは騒ぐ。

ポチは騒がしい。

右の二つは、外形からすれば動詞文と形容詞文である。ハ形容詞文は性状規定の典型である。ポチの性質が何であるかを明らかにした、というものであり、品定め文である。また、ここでのハ動詞文は、ポチの在り方を、作用的ではあるが一般性に於いて規定したものであり、品定め文であると考えられる。

以下、その理由について検討する。

先の動詞を述語とする動詞文は、時間性の現象を内容とし描写し

た。それはガ動詞文であった。ここではハ動詞文である。ガ動詞文を基底として考えるならば、助詞をガからハへと転換したことは、文であることの在り方も転換したと考えられる。

ところで、ハ形容詞文は、性状規定という特徴から考えると、ガ動詞文が持っていた「物語る話者と、物語られる事態との位置付けの関係規定」という時所的限定とは無縁である。性状規定を表すハ形容詞文には、何時、何処、然々であった、というような話者との関係規定に対応するものは埋め込まれていない。寧ろ語る者を介することなく、対象とその性状が顕わとなり、その関係が一般的であるとして、ハ形容詞文は成立したと考えられる。

(何れの時、何れの所、にも関せず) ポチは騒がしい。

まず、品定め文と物語り文の関係を明らかにするため、次の操作を行う。この節の始めに掲げた二文は、文末の時の形式を変更すると次のものを得る。但し、ここでは物語り文であるか品定め文であるかは未定とする

ポチは騒いだ。(ハ動詞―タ…文種、未定)

ポチは騒がしかった。(ハ形容詞―タ…文種、未定)

「―タ」は「物語る話者と、物語られる事態との位置付けの関係規定」の標識である。この標識(―タ)を組み込むことによって、文は「完了」或いは「過去」と称する「時」の意味を担う。なお、ここでは「過去」を以て代表させる。

標識(―タ)は、当該の文に、何時であるか、何処であるか、という時所的限定を顕在化させ、もしくは文脈的含意を促す。これは、文が物語り文であるときの決定的な特徴である。品定め文であったとしても、結果として物語り文になる。文種、未定は、物語り文。

ところで、前節のガ用言の物語り文に標識(―タ)を組み込み、

文の形式と時の意味を関係的に捉えると、次のようになる。

ポチが騒いだ。(ガ動詞―タ…物語り文)

ポチが騒がしかった。(ガ形容詞―タ…物語り文)

「騒ぐ」…「騒いだ」「非過去」…「過去」

「騒がしい」…「騒がしかった」「非過去」…「過去」

以上のことを勘案し、当初の問題を改めて取り上げると次のようになる。即ち、等しく動詞を述語としてある述体文が、物語り文、品定め文、という異なる範疇にある。これはどういうことか。

ポチが騒ぐ。(ガ動詞―終止形…物語り文)

ポチは騒ぐ。(ハ動詞―終止形…品定め文)

問題の文の外形上の異なりは、助詞ガ、助詞ハ。仮に助詞ハの存在を以て、品定め文の論理に据えたにしても、それだけでは十分ではない。

ハ形容詞の終止形(―終、と表示)の品定め文は、標識(―タ)で物語り文に転換した。それはハ動詞―終止形の場合も同じと考えられる。斯々の時、然々の所、という時所的限定が当該文に組み込まれ、物語り文と化する。このことは、翻って、品定め文であることの理由を提示する。品定め文に時所的限定の枠組はない。何れの時、何れの所との関わりも否認する。品定め文とは、述語の時間性を排除したものである。

ポチは騒がしかった。(ハ形容詞―タ…物語り文)

(斯々の時、然々の所、)ポチは騒がしかった。

ポチは騒がしい。(ハ形容詞―終…品定め文)

(何れの時、何れの所、にも関せず)ポチは騒がしい。

ポチは騒いだ。(ハ動詞―タ…物語り文)

(斯々の時、然々の所、)ポチは騒いだ。

ポチは騒ぐ。(ハ動詞―終…品定め文)

(何れの時、何れの所、にも関せず)ポチは騒ぐ。

但し、次のことは見失われてはならない。

終止形による形容詞文と、標識(―夕)を纏った形容詞文との間には、形式と意味の関係があった。しかし、この関係は、時所的限定を義務とする物語り文の間に於いてである。つまり、述語「騒がしかった」の「過去」に対して、述語「騒がしい」が「非過去」の意味を担うのは、ガ形容詞―終の文に於いてである。

ポチが騒がしい。(ガ形容詞―終…非過去…物語り文)

ポチが騒がしかった。(ガ形容詞―タ…過去…物語り文)

ポチは騒がしい。(ハ形容詞―終……品定め文)

ポチは騒がしかった。(ハ形容詞―タ…過去…物語り文)

ポチが騒ぐ。(ガ動詞―終…非過去…物語り文)

ポチが騒いだ。(ガ動詞―タ…過去…物語り文)

ポチは騒ぐ。(ハ動詞―終……品定め文)

ポチは騒いだ。(ハ動詞―タ…過去…物語り文)

これまでの議論から「…」は、時の意味と形式の関係「非過去…過去」を当該文が担わないことを示す。それは時所的限定の枠組を持たない、ということである。述語を持つ文は、時間性の物語り文、超時間性の品定め文、という対比で捉えられる。

時の意味と形式の関係、即ちここでは「非過去…過去」を抽出したのであるが、これを全体の体制として「時制」と称する。とすれば、物語り文は時制を有する文、品定め文は時制がない文ということになる。

時制は直接には述語が形式として現すのであるが、関連の時所的限定の枠組が文の成分として実現する。即ち、斯々の時、然々の所

を意味する成分が構文上に認められるか、または文脈に含意されているか、である。物語り文はこれらを構文上に実現する文、品定め文はこれらが構文上に実現しない文である。

物語り文…時制あり、時所的限定の枠組あり、助詞ガ/助詞ハ。  
品定め文…時制なし、時所的限定の枠組なし、助詞ハ。

以上述べたところを以て、本節で問題とした、等しく動詞終止形を述語とする二文に関しては、次のように所屬を説くことになる。

ポチが騒ぐ。(ガ動詞―終…時制…物語り文)

ポチは騒ぐ。(ハ動詞―終…非時制…品定め文)

## 五 おわりに

動詞を述語とする品定め文が存在する。

これを一つの結論とすると、次のことへ進む。

品定め文に於いては、述語となる用言それ自体が何であるか、即ち時間性的の動詞であるか、超時間性的の形容詞であるかは、問題外ということである。だからといって、助詞の相違のみに根拠を託して、物語り文と品定め文の分類論を予想するならば、それは、「過去」の品定め文、「非過去」の品定め文というように、品定め文に時制を導入することになる。時制の有無を根拠とすることで、動詞を述語とする品定め文を抽出することが出来た議論を蔑ろにするものである。これは容認できないものである。「非時制」と捉えるか、「非過去」と捉えるかは、次元が異なるものである。

ポチは騒がしい。(ハ形容詞―終…非過去…品定め文)

ポチは騒がしかった。(ハ形容詞―タ…過去…品定め文)

助詞ハが品定め文、助詞ガが物語り文、という分担は承認すべき

ことであるが、物語り文と品定め文に関する分類の結論を承認し、述体の論理を確たるものとするためには、次の仮説へと導かれ、これを理論として明らかにする必要がある。

動詞が述語に立つとき時間性（時の意味と形式の関係）を排除することがある。

形容詞は元来の語性として品定め文の述語となる。即ち時間性に関わらない品詞ということが既定としてある。そうであるとすれば、先のは、次のように再設定することになる。

動詞が語性を形容詞に転換することがある。

語が性質を変える、という問題が広く議論される必要がある。山田文法には、「準体」の概念を中心に学ぶべきことが多い（注8）。

述体の下位分類は、次のように規定できるのではないかと考える。なお、物語り文の助詞ハについては、先には登場させたが、所属も含めここでは保留とする。

物語り文…述語が時間性を發揮活用する様式、ガ助詞文。

品定め文…述語の時間性を否認排除する様式、ハ助詞文。

右は、述体文の類別に関して重要な観点の潜伏が前提されている。述体文は物語り文が先行し品定め文がこれに続いて展開した、という考え方である。更に述べるならば、述体の、分析（実体、属性）することで事態を象るといふ論理を、品定め文の論理は超えている。この点が、述体の論理をそのまま体现する物語り文との大きな違いではないか。但し此処でことばの起源初発ということの議論をしようと言うのではない。述体文研究の深化に、下位分類の物語り文と品定め文の追究は引き続いて重要な課題である。

助詞ハと助詞ガの存在が、物語り文と品定め文の類別に関与していると考えられるが、助詞ハは品定め文の専属ではない。品定め文

の助詞ハが係助詞であることは当然であるが、物語り文の助詞ハをどのようなものとして追究するかも課題である（注9）。

本稿は、述体文の下位を為す物語り文と品定め文を検討した。動詞、形容詞という用言を述語とする用言文である。述体には、他に体言を述語とする体言文もある。これは、品定め文に属するものである（佐久間一九四一）が、述語の在り方については、用言文との関連で更に追求すべき課題があると考ええる。

#### 〈注〉

1 川端善明は、「名詞文」（品定め文）に相当する文の種類を、述語をなす代表的な品詞ということで「形容詞文」と称している（川端一九五八）。

2 松下大三郎は、「題目格」の捉え方によって、連用的なものに係わって「有題目的断定」「無題目的断定」の異なりを捉える。

但し、松下独特の文法観から、

主格「・・・が」は題目格にしてならないことはないが、

語源が連体格であるから通常は題目格にしない。其の代わりに一般従属格を題目格にする。例へば「私がは」と云わずに「私は」といふ（松下一九二四、五三二頁）。

と述べている。

3 三上章は、ハにガノニヲの兼務（代行）という関係を捉える。日本語の構文関係としてあるものは、題目（主題）のある文と、これの基底となる格関係の文とした（三上、一九六〇）。

なお、北原保雄は、ノが連体助詞であることを以て、他の連用関係のものとの違いを主張する（北原一九八一）。

4 山口光は、助詞ハと助詞ガの構文上での在り方を、伝達に於ける特



徴と捉え、助詞ハ体言文を「正規構文」、助詞ガ体言文を「転移構文」と分類する。これは、構文内容の配置が、既知―未知の順序を正順、その逆を逆順とし、正順を助詞ハが担い、逆順を助詞ガが担うとする分析による（山口一九七五）。

### 5 山田文法では、位格関係の述格を以て用言の根拠とする。

用言とは陳述の力の寓せられてある語にして多くの場合に事物の属性を同時にあらはせり（山田一九三六、一四三頁）。  
用言の本質と認むべきものは属性にあらざりて、陳述の作用を有すといふ点にありといはざるべからず（同、一四八頁）。

山田文法は、述格という作用的なものを、要素的な言語形式として語に求め、用言という語の類別を実現したのである。このことは、単文の文構造の分析としては成功したものの、後に言及するように、文が句として連体関係を構成する「連体句」の扱いでは矛盾を抱えるものとなる。文に於ける作用的なものは、関係性として分析することが出来るのではないか。この点に関し嘗て検討したことがある（石神二〇二）。

### 6 山田の記述は次のものである。

とにかく主格と賓格とを対立結合せしむる作用は述格の力の多少行はれたる為にして述格の力全くなしといふにはあらねど、十分の陳述をなせるものにあらねば述格は不十分の状態にあり。しかれども主格は賓格に対して完全にその力を發揮せるものなりとす（山田一九三六、六九三頁）。

この述格不十分状態の問題は、述語に「統叙」「陳述」の二つの構文機能を設定する渡辺文法の根拠となった（渡辺一九七二）。

### 7 山田の『日本文法論』には次の記述がある。

形容詞は或実体につきて其がある固定性の性質状態にて存することとをあらはすものにして、其の属性観念は更に発動的ならず、固定的存続的の静止的性質状態につきて述べたるものなり。動詞と

は時間的発動的の性質状態をあらはすものにして、其の属性観念は時間的制約の下に起これる発作的変遷的性質状態ならざるべからず（山田一九〇八、二二九頁）。

また、『日本文法学概論』には次の記述もある。

属性そのものに本来固定性、流動性のものもあれど、又同じ属性の二様にいひあらはさるゝものあるは既に述べたる所なり。この故にこれは既にもいへる如く属性の客観的の区別にはあらずして主観に於いての思ひなしの差別なり（山田一九三六、一九七頁以下）。

著者はこれが不滅の真理なることを確信するものなり（同、一九八頁）

8 山田文法では、「用言が名詞の資格をうる種々の段階」（山田、一九〇八、七六四頁以下）の見出しで追究がある。語性の在り方について重要なとらえ方がある。動詞による品定め文は、動詞が時間性という自らの本質的なものを放棄することとも考えられる問題である。この点について示唆に富む。連体関係の分析との関連で嘗て検討したことがある（石神一九九五）

9 森重敏には、ハは観念性の判断、ガは現実性の判断という、大枠での区分の上に、「もつと厳密には、『は』は観念性にも現実性にも用いるが、『が』は現実性にだけしか使われない。」（森重一九七一、七五頁）との文言がある。ハに対する指摘は特に重要であると考ええる。

### 〈参考文献〉

- 石神照雄（一九八九）「ハとガー主題と主語―『日本語の文法文体（上）』（講座日本語と日本語教育4）明治書院  
（一九九五）『連体の構造（五）―形式化と準体―』信州大学教養部紀要 人文科学」二一九号

- 〃 (二〇〇二) 「文の論理と語の類別」『国語論究第一〇集現代日本語の文法研究』明治書院
- 〃 (二〇〇五) 「文の論理と体言文」『日本語学の蓄積と展望』明治書院
- 〃 (二〇〇七a) 「体言文と主語―述語」『信州大学人文科学論集』四一―四一四号
- 〃 (二〇〇七b) 「体言文の構造」『安達隆一先生古稀記念論文集』同刊行委員会版
- 〃 (二〇〇八) 「体言文とウナギ文」『信州大学人文科学論集』四二―四二四号
- 〃 (二〇〇九) 「体言文と二重主語」『信州大学人文科学論集』四三―四三九号
- 奥津敬一郎 (一九七八) 『ボクハウナギダ』の文法―ダとノ―』くろしお出版 (一九九三、くろしお出版)
- 〃 (一九八一) 「ウナギ文はどこから来たか」『国語と国文学』五八巻五号
- 川端善明 (一九五八) 「形容詞文」『国語・国文』二七巻一二号
- 〃 (一九七六) 「用言」『岩波講座日本語6巻文法1』
- 北原保雄 (一九八一) 『日本語の文法』(日本語の世界6) 中央公論社
- 佐久間鼎 (一九四〇) 『現代日本語法の研究』厚生閣
- 〃 (一九四一) 『日本語の特質』育英書院
- 松下大三郎 (一九二四) 『標準日本文法』紀元社
- 〃 (一九二八) 『改撰標準日本文法』紀元社
- 〃 (一九三〇) 『標準日本口語法』中文館
- 三尾 砂 (一九四八) 『国語法文章論』三省堂
- 三上 章 (一九五三) 『現代語法序説』刀江書院 (一九七二、くろしお出版)
- 〃 (一九六〇) 『象は鼻が長い』くろしお出版
- 〃 (一九七〇) 『文法小論集』くろしお出版
- 森重 敏 (一九五九) 『日本文法通論』風間書房
- 〃 (一九六五) 『日本文法―主語と述語―』武蔵野書院
- 〃 (一九七二) 『日本文法の諸問題』笠間書院
- 山口 光 (一九七五) 「二体言文の論理的意味」『国語研究』(國學院大學) 二八号
- 〃 (二〇〇一) 『還元文法構文論』発行けいめい出版、発売くろしお出版
- 山田孝雄 (一九〇八) 『日本文法論』宝文館
- 〃 (一九三六) 『日本文法概論』宝文館
- 渡辺 実 (一九七二) 『国語構文論』塙書房

(二〇〇九年十月二十八日受理、十一月二十四日掲載承認)